

道指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

1 鳥獣保護区の制度概要

(1) 鳥獣保護区とは

鳥獣保護区は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条の規定に基づき、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるとき、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案し、20年以内の期間を定めて指定することができることとされている。

また、鳥獣保護区の区域内で、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を、法第29条に基づき、工作物の新築などの行為が制限される特別保護地区として指定することができる。

なお、環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地から、都道府県知事にあつては、地域の鳥獣の保護の見地から、それぞれ鳥獣の保護のため重要と認める区域を鳥獣保護区として指定することができる。

(2) 鳥獣保護区の種類

鳥獣保護区は、保護を図る対象鳥獣の生息状況や生息環境等から、その指定する目的が次の7つに区分されている。

- ・森林鳥獣生息地 ・大規模生息地 ・集団渡来地 ・集団繁殖地
- ・希少鳥獣生息地 ・生息地回廊 ・身近な鳥獣生息地

※特別保護地区は身近な鳥獣生息地以外の6区分

2 北海道環境審議会に諮問する鳥獣保護区の指定等

(1) 諮問根拠

- 鳥獣保護区の指定等（鳥獣保護区の指定及び区域の拡張並びに鳥獣保護区特別保護地区の指定、区域の拡張及び存続期間の延長（再指定））をするときは、法第28条第9項及び第29条第4項において準用する第4条第4項の規定に基づき、自然環境保全法第51条第1項の規定により設置される審議会の意見を聴くこととされている。

- この規定に基づき、北海道環境審議会条例に基づき設置している北海道環境審議会（以下「審議会」という。）に鳥獣保護区の指定等を諮問する。

なお、審議会には条例第7条第1項の規定に基づき自然環境部会が設置され、鳥獣保護区の指定等については、審議会運営要領第2条の規定により当該部会に付託された審議指定事項となっている。

(2) 諮問案件

令和3年（2021年）9月30日をもって存続期間が満了する鳥獣保護区の更新にかかる特別保護地区の再指定について諮問した。

【特別保護地区再指定】

- ・北檜山鳥獣保護区特別保護地区（せたな町）

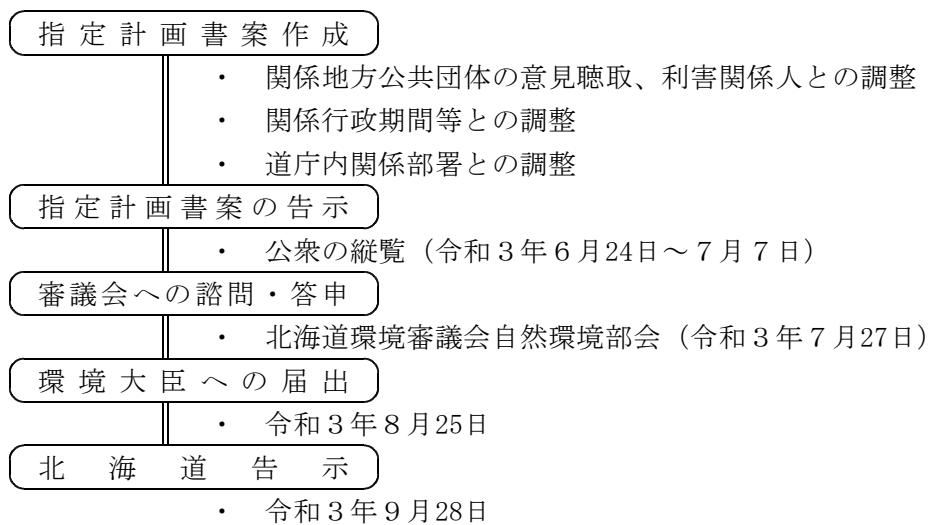
面 積：90ha

指定期間：令和3年（2021年）10月1日～令和13年（2031年）9月30日

令和3年度（2021年度） 鳥獣保護区等指定箇所位置図



3 鳥獣保護区等指定に係る事務手続の流れ（令和3年度）



道指定北檜山鳥獣保護区
北檜山特別保護地区
指定計画書

令和3年（2021年）10月1日

北 海 道

1 保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

北檜山鳥獣保護区北檜山特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

道指定北檜山鳥獣保護区のうち、国有林渡島森林管理署5220林班へ、り及びホ小班並びに5221林班は、に及びほ小班の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和3年（2021年）10月1日から令和13年（2031年）9月30日まで（10年間）

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

① 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

② 特別保護地区の指定目的

北檜山特別保護地区は、北檜山鳥獣保護区の西端に位置し、区域内には滝石ノ沢をはじめとした小沢が流れ、水利に恵まれた地形である。ブナ、ミズナラ、トドマツ等が混交した針広混交林が広がり特に良好な林相を成しており、加えてツタウルシ、ヤマブドウ、スゲ等の下層植生を反映し、ムシクイ科、エゾライチョウ等の多様な鳥獣が生息しており、森林性の鳥獣の生息環境として特に好適である。

このため、当該区域は北檜山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るため、特別保護地区に指定する。

管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

2 特別保護地区の区域に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 90ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 90.00ha

農耕地 ha

水 面 ha

その他 ha

イ 所有者別内訳

国有地 90.00ha

<u>国有地</u>		90.00ha								
{	国有林	{	林野庁所管	90.00 ha	{	制限林	89.65 ha	{	保安林	89.65 ha
			文部科学省所管	ha		普通林	0.35 ha		砂防指定地	ha
	国有林以外の国有地		— ha				その他		ha	

地方公共団体有地 — ha

私有地等 — ha

公有水面 — ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

法（条例）の名称 （指定地域等の名称）	面積 (ha)	地種区分 (特別保護地区、特別地域等)	面積 (ha)
森林法（保安林）	89.65	土砂流出防備保安林	89.65

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

久遠郡せたな町北檜山市街地の南西約2km、後志利別川と太櫓川に挟まれた国有林であり、北檜山鳥獣保護区内の西端に位置する。

イ 地形、地質等

標高約100～120mの緩傾斜な丘陵地である。所々に小沢が流れ水利に恵まれ、変化に富んでいる地形である。

ウ 植生の概要

ブナ、ミズナラ、イタヤカエデ、シナノキ等からなる広葉樹林を主とし、北斜面の一部にはトドマツの造林地が広がる針広混交林であり、森林の環境は良好である。

下層植生についても、ササ類、フキ、ツタヤウルシ、ヤマブドウ、スゲ等が生息し、野生鳥獣の生息環境に適した区域を形成している。

エ 動物相の概要

良好な林相及び下層植生を反映し、コゲラ、シジュウカラ、ハシブトガラ等、森林性の鳥獣が多数生息する。

- (2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

- (3) 当該地域の農林水産物の被害状況

鳥獣名	捕獲許可件数			被害農林水産物
	H30年度	R1年度	R2年度	
該当なし				

- 4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。

- 5 道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

- (1) 特別保護地区用制札 5本
(2) 案内板 1基（鳥獣保護区用と共用）

- 6 指定計画書添付書類

- (1) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区位置図及び区域図並びに林班図
(2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表（別紙1）
(3) 林小班面積別内訳表
(4) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙2）
(5) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙3）
(6) 農業振興地域との調整調書（別紙4）

(写)

自 然 第 798 号
令和3年(2021年)7月27日

北海道環境審議会
会長 中村 太士 様

北海道知事 鈴木 直道



道指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について(諮問)
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第4項において準用する法第4条第4項の規定に基づき、道指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について諮問します。

<諮問の理由>

道では、法の規定により昭和56年に北檜山地域を道指定鳥獣保護区に指定するとともに、当該地区に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るため、昭和57年に一部を特別保護地区に指定しているが、存続期間が令和3年9月30日をもって満了することから、特に保護を図る必要がある区域であると認められることを踏まえ、特別保護地区の再指定にあたって意見を求めるものです。

(環境生活部環境局自然環境課)

(写)

環 境 審 第 6 号

令和3年(2021年)7月27日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道環境審議会会長 中村 太



道指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について(答申)

令和3年7月27日付け自然第798号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、原案を適当と認める旨決議したので答申します。